物品売買契約書(単価契約) (案)

下記の物品売買契約について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年7月9日に交付した物品売買契約約款によって公正な物品売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

案件名称	置賜森林管理署 砕石購入 (小国地区)					
品名·物件名	砕石購入 (小国地区)					
数量(単位)	138.0 m3					
仕様	別紙のとおり					
契約金額 (税込み)	金 円					
	(うち消費税及び地方消費税相当額 金 円)					
納入期限	令和7年11月28日					
納入場所	別紙のとおり					
契約保証金	免除					
備考						

この契約書の締結の証として、本文書に発注者と受注者が署名を行ったものを本システムで保存し、長期に渡って当該契約の成立及び内容を立証する。

令和 年 月 日

発注者 山形県西置賜郡小国町大字岩井沢581-45 分任支出負担行為担当官 置賜森林管理署長 笠井 修一

受注者

別紙1

契約内訳

砕石購入(小国地区)

品名	品質規格	数量 (m³)	契約単価 (円)	予定金額 (円)	備考
砕石	RC-80	24.0			木滝林道
砕石	RC-80	18.0			三面林道
砕石	RC-80	18.0			内川林道
砕石	RC-80	18.0			足野水川林道
砕石	RC-80	24.0			矢種沢林道
砕石	RC-80	18.0			松ノ沢林道
砕石	RC-80	18.0			赤沢林道
計	RC-80	138.0			
税					
合計					

特約事項

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱 (以下、「ASF」という。)の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知さ れたところ。

ASF は、ASF ウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染 防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF 対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、物品売買契約約款第11条及び第12条により対応する。

物品売買契約書(単価契約) (案)

下記の物品売買契約について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年7月9日に交付した物品売買契約約款によって公正な物品売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

案件名称	置賜森林管理署 砕石購入 (米沢地区)				
品名·物件名	砕石購入(米沢地区)				
数量 (単位)	54.0 m3				
仕様	別紙のとおり				
契約金額 (税込み)	金 円				
	(うち消費税及び地方消費税相当額 金 円)				
納入期限	令和7年11月28日				
納入場所	別紙のとおり				
契約保証金	免除				
備考					

この契約書の締結の証として、本文書に発注者と受注者が署名を行ったものを本システムで保存し、長期に渡って当該契約の成立及び内容を立証する。

令和 年 月 日

発注者 山形県西置賜郡小国町大字岩井沢581-45 分任支出負担行為担当官

置賜森林管理署長 笠井 修一

受注者

別紙1

契約内訳

砕石購入(米沢地区)

品名	品質規格	数量 (m³)	契約単価 (円)	予定金額 (円)	備考
砕石	RC-80	30.0			新五色林道
砕石	RC-80	24.0			桧山林道
計	RC-80	54.0			
税					
合計					

特約事項

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱 (以下、「ASF」という。)の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知さ れたところ。

ASF は、ASF ウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染 防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF 対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、物品売買契約約款第11条及び第12条により対応する。